

神戸市みんなの手話言語条例

知っていますか?!



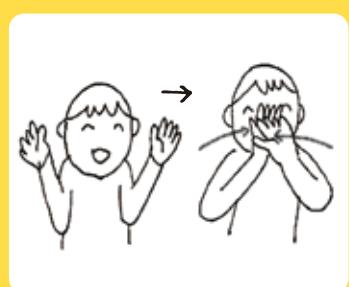
すぐに使えるよ!

手話であいさつしてみましょう!

おはよう

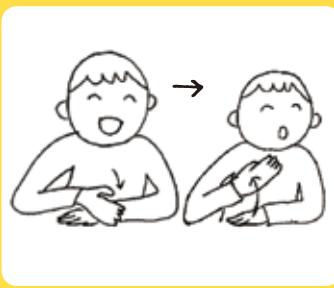
こんにちは

こんばんは



ありがとう

ごめんなさい



しゅわげんごじょうれい
「神戸市みんなの手話言語条例」ができました

(神戸市では、平成27年4月から施行されています。)

しゅわ
手話ってなに？

「手話」とは、ろう者の言語です。



ろう者は耳が聞こえない人々のうち、手話と言う母語をもって、手話でコミュニケーションする人々です。

ちょうかくしょうがい
聞こえないという「聴覚障害」は外見からはわかりません。

なんちょう き さまざま
全く聞こえない、難聴で聞こえづらいなど、聴こえ方は様々で
ほうほう てゆび
コミュニケーションの方法も様々です。そこで、手指や体の動き、表情を使って、見てもわかるように表現する言語として、手話は大切に受け継がれてきました。

手話は、ろう者同士のコミュニケーション手段として生まれ、育まれ、発展してきた
「目で見ることば」です。

たとえば 聞こないと

◆ 乗っている電車が急に止まつたら
ほうそう
車内放送が聞こえません。
どうしたらしいのか、わかりません。

◆ 緊急時にサイレンや放送などの音声情報が入らないので、
どう行動していいのか…

どうしたらしいですか？



◆ 後ろからでなく、前にまわって、手話や口話、筆談で話しかけてもらえると安心です。

指文字もあるよ！



★ たとえば 「あ、い、う、え、お」

あ



い



う



え

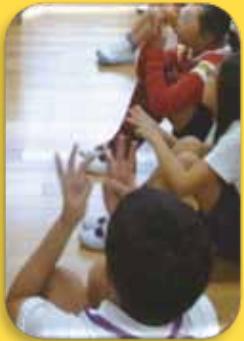


お



★ たとえば 「1, 2, 3, 4, 5, 6」

1



2



3



4



5



6



～手話は言語です～

<保護者の皆様へ>

神戸市みんなの手話言語条例

神戸市では、平成27年3月市会本会議において「神戸市みんなの手話言語条例」が全会一致で可決され、平成27年4月から施行されています。

条例の概要

この条例では、手話を言語と認め、手話への理解の促進と手話の普及を図ること。市民、事業者、行政など関係機関がそれぞれの役割を担い、協働して取り組むこと。福祉分野だけでなく、教育、民間、行政など幅広い取り組みを進めること。手話に関する取り組みをさだめ、総合的・計画的に進めること。施策のための財政上の措置を講じることなどが定められています。

条例の特色

実施状況の議会報告が義務付けられています。
学校教育の場での手話への理解促進が明記されています。
施策の推進方針にろう者や手話通訳者などの意見を聞くための協議の場を設けることとなっています。

「神戸市みんなの手話言語条例」前文より

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、大切に受け継がれてきました。かつて多くのろう学校で手話が禁止されていたにもかかわらず手話が発展してきたのは、手話がろう者のアイデンティティーであったからです。神戸市は全国に先駆けて神戸市民の福祉を守る条例を制定し、市民及び事業者と共に誇り高い福祉都市の実現に向けて取組んできました。障害者の権利に関する条約、障害者基本法に手話が言語と位置づけられた今、手話への理解の促進に努め、手話を日常的に使用できる環境を整えることにより、ろう者もろう者以外の者も互いに心と心が触れ合い、通じ合えるまちを目指して、この条例を定めます。

手話に関する神戸市の主な施策

- 手話通訳者の個人派遣事業をしています。
- 市役所・区役所に手話通訳者を配置しています。
- 手話を学べる手話動画を制作し、配信します。
- 市会本会議のインターネット中継に手話通訳を導入しました。
- 市職員の聴覚障害理解の研修を進めています。